

ガス小売供給約款

2025 年 5 月 1 日実施

株式会社サイサン

ガス小売供給約款

目次

I	総則.....	1
1	適用	1
2	本約款および料金表の変更	1
3	用語の定義	2
4	単位および端数処理	3
5	その他	4
II	契約の申込み.....	5
6	供給契約の申込み.....	5
7	供給契約の成立および契約期間	5
8	需要場所	5
9	供給契約の単位	6
10	供給の開始	6
11	供給契約書の作成.....	6
12	承諾の限界	6
III	料金等の算定および支払い.....	8
13	料金	8
14	附帯メニュー	8
15	料金の適用開始の時期	8
16	料金の算定期間	8
17	ガス使用量の算定.....	8
18	料金の算定	8
19	日割計算	9
20	料金の支払義務および支払期日	9
21	料金その他の支払方法	9
22	保証金.....	10
IV	使用および供給.....	12
23	適正契約の保持	12
24	供給ガスの熱量、圧力および燃焼性	12
25	需要場所への立入りによる業務の実施.....	12
26	供給または使用の制限等.....	13
27	供給の停止	13
28	供給制限等の解除.....	14
29	損害賠償等	14
V	契約の変更および終了.....	15
30	供給契約の変更	15
31	名義の変更	15
32	供給契約の解約	15
33	供給契約終了後の債権債務関係.....	16
VI	工事費等の負担.....	17
34	ガス工事	17
35	工事費等の支払いおよび精算	17
VII	保安.....	18
36	供給施設等の保安責任	18
37	周知および調査義務	18
38	保安に対するお客さまの協力	18
39	お客さまの責任	19

40	供給施設等の検査.....	19
41	ガス事故の報告	20
VIII	その他.....	21
42	反社会勢力の排除.....	21
43	管轄裁判所	21
附則		
1	本約款の実施期日	22
別表		
1	本約款の適用地域.....	23
2	料金の日割計算	23
3	解約事務手数料	23

I 総則

1 適用

- (1) このガス供給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社にガス供給契約申込書（この申込書、この本約款および当社とお客さまが別途契約の内容とすることに合意した事項を総称して、以下「供給契約」といいます。）を提出する等その他当社所定の方法で供給契約を申込みいただいたお客さま（一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してガスの供給を受けるお客さまに限ります。）に対して、ガス小売事業者が、一般ガス導管事業者の供給区域内の需要場所にガスを供給するときのガス料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、ガス料金および附帯メニューについては、料金表にて定めます。
- (2) 本約款は、料金表にて定める供給区域等にお住まいのお客さまに適用いたします。

2 本約款および料金表の変更

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4の規定にもとづき、この供給約款または料金表を変更することがあります。この場合、変更後のガス供給約款または料金表の実施期日以後のガス料金その他の供給条件は、変更後のガス供給約款または料金表によります。
- イ 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、本約款の変更が必要な場合
 - ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
 - ハ その他当社が必要と判断した場合
- (2) 本約款等の変更にともない、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、書面の交付または電磁的方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) (2)にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更をともしない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3 用語の定義

次の言葉は、本約款等において、それぞれ次の意味で使います。

(1) 熱量

摂氏 0 度および圧力 101.325 キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス 1 立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく政令、省令、規則、通達、ガイドライン、および自主規制機関の規則等（以下「ガス事業法令等」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。

(2) 標準熱量

(1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

(3) 最低熱量

お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

(4) 圧力

ガス栓の出口におけるガスの静圧力（すべてのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。なお、ガス機器使用中は静圧力の数値より圧力は下がります。

(5) 最高圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(6) 最低圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(7) ガス工作物

ガス供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。（(9)から(18)までの設備はすべて「ガス工作物」にあたります。）

(8) 供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

(9) 本支管

原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行し、かつ公道に埋設する導管（付属するバルブおよび水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。）をいいます。なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、本支管として取り扱います。ただし、将来当該一般ガス導管事業者が当該設備の変更や修繕を行うことに關して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめえられない場合を除きます。

イ 不特定多数の人および原則として道路構造令第 4 条第項に定める普通自動車の通行が可能であること

ロ 建築基準法第 42 条に定める基準相当を満たすものであること

ハ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと

ニ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。

ホ その他、当該一般ガス導管事業者が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること

(10) 供給管

本支管から分岐して、お客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

- (11) 内管
(10)の境界線からガス栓までの導管およびその付属施設をいいます。
- (12) ガス遮断装置
危急の場合にガスをすみやかに遮断することができる装置をいい、ガスの供給確保のため本支管に設置されるバルブを除きます。
- (13) 整圧器
ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (14) 昇圧供給装置
ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (15) ガスメーター
料金算定の基礎となるガスの量を計量するために用いられる、当該一般ガス導管事業者の指定する計量器をいいます。
- (16) マイコンメーター
ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、ガス量の急増や長時間使用時等、あらかじめ当該一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するガスメーターをいいます。
- (17) ガス栓
お客さま等の敷地内のガス工作物の末端に設置され、ガス機器への供給の開始、供給停止時に操作する栓をいいます。
- (18) メーターガス栓
ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。
- (19) 消費機器
ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。
- (20) ガス工事
当該一般ガス導管事業者等が行う供給施設の設置または変更の工事をいいます。
- (21) 契約種別
料金表に定める契約の種別をいいます。
- (22) 附帯メニュー
契約種別ごとに附帯する割引等の条件をいいます。
- (23) 契約使用期間
契約上ガスを使用できる期間をいいます。
- (24) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (25) 消費税率
消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

4 単位および端数処理

本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 使用量の単位は、立方メートル単位の整数とし、検針の際、小数点以下は読みません。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 その他

- (1) 当社は、当社の責任において、供給契約に関する業務の一部または全部につき第三者に委託することができます。この場合、当社は、委託先に対して当社がお客さまに対して負うのと同等の守秘義務を負わせることとします。なお、当社は、委託先についてお客さまに開示する義務を負わないものとします。
- (2) 本約款に定めのない細目的事項は、必要に応じて本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、当該一般ガス導管事業者がお客さまとの協議が託送約款等の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、当該一般ガス導管事業者と協議していただきます。

II 契約の申込み

6 供給契約の申込み

- (1) お客さまが新たにガスの供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承諾のうえ、当社所定の様式により申込みをしていただきます。
- (2) (1)による供給契約の申込みについて、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

イ 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること

ロ 当社が、供給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とする事項について、当該一般ガス導管事業者に提供すること

ハ 当社が、ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果（供給開始時において開栓をともしない場合に限り。）等、供給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から提供を受けること

- (3) 当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (4) お客さまが本約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他のガス小売事業者へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

7 供給契約の成立および契約期間

- (1) 供給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者との託送供給契約が整わない等のやむをえない理由によってガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、供給契約の成立の日に遡って供給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、契約期間満了日の15日前までにお客さままたは当社のいずれからでも契約変更等の申出がない場合は、契約は使用期間満了後も1年ごとに同一条件で更新いたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

8 需要場所

お客さまがガスを使用する場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。

- (1) マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅

各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。なお、「独立した住居と認められる場合」とは次のすべての条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されていること

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

(2) 店舗、官公庁、工場その他

1 構内または1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。

(3) 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗棟の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については(1)により、非住宅部分については(2)により取り扱います。

9 供給契約の単位

当社は、原則として、1需要場所について1料金表を適用して、1供給契約を結びます。

10 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの供給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、当該一般ガス導管事業者の供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかにガスを供給いたします。

(2) 当社または当該一般ガス導管事業者の供給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めてガスを供給いたします。

11 供給契約書の作成

当社が必要とする場合は、ガスの供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。

12 承諾の限界

(1) 当社は、次に掲げる当社の責めにやらない事由によりガスの供給が不可能または著しく困難な場合には、申込みを承諾できないことがあります。

イ ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路または河川等が法律、命令、条例または規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限または禁止されている場合

ロ 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等によりガスの製造能力または供給能力が減退した場合

ハ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合

ニ 申込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難でありまたは保安の維持が困難と認められる場合

ホ その他、物理的、人為的または能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能または著しく困難な場合

ヘ その他やむを得ない場合

(2) 当社は、26（供給または使用の制限等）(1)の供給または使用の制限事由や27（供給の停止）の供給停止事由に該当する場合や、申込者（申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において契約により申込者とともに利益を受けていると当社が認める方または申込者と主要構成員の全部もしくは一部を同じくする団体等を含みます。）が当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金または延滞利息をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合等、申込みを承諾できないことがあります。

(3) 当社は、内管が一般ガス導管事業者で工事を実施したものでない場合は、原則として申

込みを承諾できません。ただし、当社が特別に認める場合はこの限りではありません。
なお、一般ガス導管事業者が実施する工事は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約
款によります。

- (4) 当社は、(1) から(3)によりガス供給契約の申込みを承諾できない場合、その理由を遅滞
なく申込者にお知らせいたします。

III 料金等の算定および支払い

13 料金

当社がお客さまに提供するガスの料金は、供給契約ごとに当該料金表のガス料金を適用して算定いたします。

14 附帯メニュー

- (1) 当社は、料金表にて定める「割引プラン」にて詳細事項を定めます。
- (2) 当社は、上記「割引プラン」にて、同プランの、適用条件・適用範囲等を定めます。お客さまは、「割引プラン」記載のプランに加入いただく場合には、そのプランの条件に同意をしていただきます。

15 料金の適用開始の時期

- (1) ガス供給契約の適用開始日は、(2)に該当する場合を除き、以下のとおりといたします。
 - イ 他のガス小売事業者等による小売供給契約、または一般ガス導管事業者による最終保障供給契約からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、契約成立日以降、最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日とします。当社または当社取次店と他のガス供給契約を締結している場合は、原則として、当該契約の解約日の翌日とします。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。
 - ロ 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始する場合（お客さまの申込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び 29（損害賠償等）の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日とします。
- (2) ガス小売供給に係る無契約状態が存在する場合は、その事由発生日（契約が解約された日）の翌日を適用開始日とすることがあります。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）の翌日から次の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始し、または供給契約が終了した場合のガス料金の算定期間は、供給開始日から次の検針日までの期間（供給開始日を含みます。）または直前の検針日から供給契約の終了日（以下「終了日」といいます。）までの期間（終了日を含みます。）といたします。

17 ガス使用量の算定

- (1) 料金の算定期間における使用量は、託送約款等にもとづき行う検針により算定されたガス量といたします。なお、託送約款等にもとづき行う検針により算定されたガス量が見直された場合、当社は、見直し後の使用量によって清算いたします。
- (2) ガスメーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間における使用量は、前3か月間もしくは前年同期の同一期間のガス量または取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、当該一般ガス導管事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに一般ガス導管事業者との協議により決定されたガス量について、お客さまにお知らせいたします。

18 料金の算定

- (1) 料金は、次のいずれかの場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 託送約款等に定める定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合
 - ロ ガスの供給を開始し、または供給契約が終了した場合で、料金の算定期間が29日以下または36日以上となった場合
 - ハ 供給契約を変更したことにより、料金に変更があった場合で、料金の算定期間が29日以下または36日以上となった場合
 - ニ 26（供給または使用の制限等）(1)の規定によりガスの供給を中止しまたはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までガスの供給を再開しなかった場合。
 - ホ 27（供給の停止）の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合
 - ヘ 28（供給の制限等の解除）(1)の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合
- (2) 料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 割引プランが適用される場合は、算定した料金から割引額を引いたものを料金といたします。

19 日割計算

- (1) 当社は、18（料金の算定）(1)の各号に該当する場合は、別表2（料金の日割計算）の規定により日割計算をし、料金を算定いたします。
- (2) (1)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (3) 18（料金の算定）(1)ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。

20 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、お客さまごとに託送約款等に定める定例検針日（以下「支払義務発生日」といいます。）といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、21（料金その他の支払方法）(1)に定めるとおりといたします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

21 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、お客さまが法人の場合の支払方法は原則としてロの方法としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法とします。
- イ お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。ただし、クレジットカード会社からお客さまの支払状況等により当社に料金の立替払いが支払われない旨の通知があった場合は、その通知があった日とします。
 - ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。なお、料金の口座振替日は、当社が指定した日とし、口座振替日を支払期日といたします。

ハ イまたはロの手続きが完了するまでは、料金は、以下の方法により、支払期日までに支払っていただきます。

(イ) 新たにガスの使用を申し込まれたお客さま

当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月 5 日といたします。

(ロ) (イ)以外のお客さま

従前の支払い方法により支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、(イ)の方法により支払っていただきます。

- (2) 当社は、次のイまたはロに該当する場合には、各帳票の発行につき、料金表 6（手数料等）定める帳票発行手数料を、イのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の翌月の料金の支払期日までに、ロのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。

イ お客さまが、(2)に該当し、書面による請求書（支払方法が、(1)イの場合は利用明細書をいいます。）の発行を希望され、当社が請求書（利用明細書）を発行した場合

ロ お客さまが(1)ハ(イ)の方法により支払われる場合

- (3) 工事費等については、当社が当該一般ガス導管事業者から請求を受ける都度、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関を通じて払い込む方法により支払っていただきます。この場合の払い込みにかかる手数料については、お客さまに負担していただきます。

- (4) お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合および工事費等を(3)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき

ハ (1)ハおよび(3)により支払われる場合は、料金または工事費等がその金融機関等に払い込まれたとき

- (5) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

- (6) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(4)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (7) 料金については、当社はあらかじめお客さまの承諾を得た時には、(1)にかかわらず、当社の指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、詐欺や不公正な手段により当社に損害が発生する恐れがある場合は、あらかじめお客さまの承諾をえることを要しません。

22 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 か月分（お客さまが設置しているガス機器および将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設ならびに前 3 か月分または前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けることを求めることができるものといたします。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たにガスを使用される場合等で、次のいずれかに該当するとき

- (イ) 他の供給契約（ガス小売事業者との供給契約を含み、既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- ハ その他当社が必要とする場合
- (2) 保証金の預かり期間は、2 年以内といたします。
 - (3) 当社は、お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けることを求めることができるものといたします。
 - (4) 当社は、預かり期間経過後、または 32（供給契約の解約）により供給契約を解約したときは、保証金（(3)に規定する未収の料金がある場合は、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。なお、保証金等には利息を付しません。

IV 使用および供給

23 適正契約の保持

当社は、お客さまとの供給契約がガスの使用状態に比べて不適合と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更させていただきます。

24 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- (1) 当社は次に規定する熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガス事業法令等によって決められるものです。
- (2) 供給ガスは、燃焼性によって種別されていますが、当社の種別は 13A です。消費機器は 13A とされている消費器具が適用いたします。

熱量	標準熱量	45 メガジュール （西部ガス 熊本・佐世保・長崎地区の標準値：46 メガジュール）
	最低熱量	44 メガジュール
圧力	最高圧力	2.5 キロパスカル
	最低圧力	1.0 キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	47
	最低燃焼速度	35
	最高ウォッベ指数	57.8
	最低ウォッベ指数	52.7

- (3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (4) 当社は、当社の責めに帰すべき事由により(2)に規定するガスの熱量等および(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、過失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします。

25 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または当該一般ガス導管事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- (2) 供給施設の検査および消費機器の調査のための作業
- (3) 解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- (4) 供給または使用の制限、中止または停止のための作業
- (5) ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業等当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (6) その他保安上必要な業務

26 供給または使用の制限等

- (1) 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
- イ 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
 - ロ ガス工作物に故障が生じた場合および故障のおそれがあると当社または一般ガス導管事業者が認めた場合
 - ハ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため必要がある場合
 - ニ 法令の規定による場合
 - ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（38（保安に対するお客さまの協力）(1)の処置をとる場合を含みます。）
 - ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ト お客さまが 25（需要場所への立入による業務の実施）各号に掲げる当社または一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
 - チ お客さまがガス工作物を故意または過失により損傷または失わせた場合
 - リ お客さまが託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当社または一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
 - ヌ 保安上またはガスの安定供給上必要と当社または一般ガス導管事業者が認めた場合（38（保安に対するお客さまの協力）(4)の処置をとる場合を含みます。）
 - ル その他、当社または一般ガス導管事業者がガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生する恐れがあると認めた場合

27 供給の停止

当社または一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止（メーターガス栓の閉栓、通信設備等によるガス供給の遮断）することがあります。この場合、当社または一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、当社が(1)、(2)および(3)の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめ供給停止日を明示して供給停止の予告をいたします。供給停止の予告通知は、供給停止を行う 15 日程度前および 5 日程度（休日を含みます。）前を目安に、お客さまに対し、少なくとも 2 回予告いたします。

- (1) 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合
- (2) 当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金について(1)の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- (3) 本約款等にもとづいてお支払いを求めた料金または料金以外の債務について、お支払いがない場合
- (4) お客さまが 25（需要場所への立入による業務の実施）各号に掲げる当社または一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
- (5) ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
- (6) お客さまが 3（用語の定義）(10)の境界線内の一般ガス導管事業者のガス工作物を故意に損傷または失わせた、当社または一般ガス導管事業者に重大な損害を与えた場合
- (7) 38（保安に対するお客さまの協力）(6)および 39（お客さまの責任）(4)の規定に違反した場合
- (8) その他本約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- (9) 財産状態が悪化したと認められる相当の理由がある場合

28 供給制限等の解除

- (1) 27（供給の停止）の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、すみやかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。
 - イ 27（供給の停止）(1)の規定により供給を停止したときは、支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合
 - ロ 27（供給の停止）(2)の規定により供給を停止したときは、当社とその他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合
 - ハ 27（供給の停止）(3)から(7)または(9)の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合
- (2) 26（供給または使用の制限等）によって、当社がガスの供給を制限、停止もしくは中止した場合、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただいた場合で、制限、停止または中止を解除しようとするときは、事前にお客さまと当社とで協議するものといたします。
- (3) 26（供給または使用の制限等）によって、当該一般ガス導管事業者によりガスの供給が制限、停止または中止された場合で、その理由となった事実が解消されたときは、当該一般ガス導管事業者によって、託送約款等に定めるところにしたがい、供給が再開されます。
- (4) 託送約款等にもとづき、当社が当該一般ガス導管事業者から、お客さまの責めとなる理由によりガスの供給の制限、停止または中止および供給の再開に要する費用に係る請求を受けた場合には、お客さまは、その金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。

29 損害賠償等

- (1) 託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当し、お客さまがガスの使用の制限、停止または中止を行わなかったことおよびその他お客さまの責めとなる理由により、当該一般ガス導管事業者が損害を受けた場合で、託送約款等にもとづき、当社が当該一般ガス導管事業者から賠償の請求を受けたときは、お客さまは、その賠償に要する金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。
- (2) 10（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、26（供給または使用の制限等）および 27（供給の停止）によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 32（供給契約の解約）によって供給契約を解約した場合または供給契約が終了した場合には、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めとならない理由によりお客さままたは第三者が損害を受けた場合は、当社は、賠償の責めを負いません。
- (5) 当社がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合には、当社は、その賠償対象となる損害の範囲は、逸失利益を除く通常損害に限るものといたします。

V 契約の変更および終了

30 供給契約の変更

お客さまが供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、供給契約を変更する場合（適用を受ける料金表の変更を希望される場合を除きます。）の契約期間は、7（供給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、従前の契約期間といたします。また、適用を受ける料金表の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として検針日の翌日といたします。

31 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで供給契約にもとづきガスの供給を受けていたお客さまの当社に対するガスの使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とする場合を除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

32 供給契約の解約

(1) 引越し（転出）等の理由による解約は以下のとおりといたします。

イ お客さまが、引越し等の理由によりガス使用を廃止する場合には、廃止の期日の15日前までに、当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス供給契約の解約日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用の廃止の期日後の後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約日といたします。なお、当社の責めとならない理由により当社が供給を廃止させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に解約があったものといたします。

ロ お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、ガスの供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに27（供給の停止）の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。

(2) お客さまがガス供給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者等からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者等に対し契約の申込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者等からの依頼を一般ガス導管事業者を介して受け、お客さまとのガス供給契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、当社とのガス供給契約は、新たなガス小売事業者等からお客さまへガスの供給を開始するために検針が実施される日を解約日といたします。

(3) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、ガス供給契約を解約できるものといたします。

(4) 当社は、次の場合には当社の申し出にもとづきガス供給契約を解約できるものといたします。

イ 27（供給の停止）の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合。なお、この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間程度および5日間程度（いずれも20（料金の支払い義務および支払期日）(3)に規定する休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。

ロ お客さまからガスの供給開始に必要な情報を提供いただけない等、ガスの供給

開始に向けた手続きに支障がある場合

ハ その他お客さまに契約違反があった場合（本約款および料金表等にて定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）なお、本約款および料金表等にて定める適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは当社にただちにその旨を連絡していただきます。

- (5) 当社は、12（承諾の限界）(1)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、事前にお客さまに通知することによって、ガス供給契約を解約することがあります。
- (6) (3)または(4)の申し出による解約日は、申し出が相手に到着した日（以下「解約申し出日」といいます。）以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申し出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。ただし、当社が解約日を別途通知した場合は、その日を解約日といたします。
- (7) このガス供給約款が解約された場合、当社はその解約日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款または最終保証供給約款にもとづく契約の申込みがあったものとして取り扱うことがあります。
- (8) お客さまが供給開始日から一年経過するまでの期間内に、契約をお客さまの申し出により解約しようとされる場合は、当社は、別紙3（解約事務手数料）に定める解約事務手数料を、供給契約の終了日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。

33 供給契約終了後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の終了によっては消滅いたしません。

VI 工事費等の負担

34 ガス工事

- (1) 当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事については、当社または当該一般ガス導管事業者に申し込んでいただき、当該一般ガス導管事業者が施工いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める一定の工事は、当該一般ガス導管事業者の承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) 供給施設の所有区分
 - イ 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
 - ロ お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
 - ハ お客さまの申込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
 - ニ お客さまの申込みにより設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
 - ホ ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さまに負担していただきます。

35 工事費等の支払いおよび精算

- (1) 当社が当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、お客さまは、その金額を、当社が定める日までに、21（料金その他の支払方法）(3)に定めるところにより当社に支払うものといたします。
- (2) 当該一般ガス導管事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

VII 保安

36 供給施設等の保安責任

- (1) 内管およびガス栓等はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客さまの資産となる 3（用語の定義）(10)の境界線からガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、(1)の供給施設について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾がえられないことによって検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査いたします。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが当該一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けた時は、当該一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。

37 周知および調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令等の定めるところにより、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社およびガス小売事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令等で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令等で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客さまは、調査の結果をガス小売事業者が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものとしたします。
- (3) 当社およびガス小売事業者は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令等で定めるところにより、再び調査いたします。
- (4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知および調査を実施できません。また、当社およびガス小売事業者は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。
- (5) 当社およびガス小売事業者は、当社との供給契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知および調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

38 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、36（供給施設等の保安責任）(3)および 37（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、

または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。

- (4) 当社または当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは 24（供給ガスの熱量、圧力および燃焼性）に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。
- (8) お客さまは、需要場所で使用されるガス機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

39 お客さまの責任

- (1) お客さまは、36（周知および調査義務）(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。また、当社は、これらの情報および当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該一般ガス導管事業者へ通知いたします。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまの負担といたします。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
 - イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること
 - ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
 - ハ 24（供給ガスの熱量、圧力および燃焼性）に定める供給ガスに適合するものであること
 - ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること
 - ホ 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること
- (5) ガス事業法第 62 条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
 - イ 当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと。なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することがあります。

40 供給施設等の検査

- (1) お客さまは、当社を通じて当該一般ガス導管事業者へガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料を負担していただきます。ただし、検査の結

果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。

- (2) 当社は、当該一般ガス導管事業者が(1)により検査を行った場合で、その結果を当該一般ガス導管事業者から受領したときには、当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまにご負担していただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、(3)により検査を行った場合には、その結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。
- (5) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が(1)および(3)により検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち会わせることができます。

41 ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。

VIII その他

42 反社会勢力の排除

- (1) お客さまは、当社に対し、加入契約時に次の各号に掲げる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

イ 暴力団およびその構成員または準構成員

ロ 暴力団関係企業およびその役員または従業員

ハ 社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体およびその構成員

ニ その他前各号に準ずる者、反社会的勢力の構成員またはこれらの関係者等

- (2) 前項のほか、お客さまは、当社に対し、加入契約時に直接または間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを確約し、かつ将来にわたっても当該行為を行わないことを確約します。

イ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為

ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

ハ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為

ニ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

43 管轄裁判所

供給約款に関する訴訟については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附則

1 本約款の実施期日

本約款は、2025 年 5 月 1 日から実施いたします。

別表

1 本約款の適用地域

一般ガス導管事業者の供給区域等（詳細は、下記のガス導管事業者の託送供給約款を参照ください。）は、次のとおりです。

	一般ガス導管事業者	供給区域等
1	株式会社エナジー宇宙	越谷・春日部エリア、蓮田南エリア、我孫子エリア、取手エリア、小山エリア、鹿沼エリア、蓮田北・白岡エリア、新木野・布佐エリア、富里・成田エリア
2	東邦ガスネットワーク株式会社	—
3	東京ガスネットワーク株式会社	東京地区等
4	大阪ガスネットワーク株式会社	西播磨サテライトエリアを除く
5	西部ガス株式会社	福岡エリア、熊本エリア、佐世保エリア、長崎エリア

2 料金の日割計算

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、いずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

イ 備考

(イ) 基本料金は、料金表における基本料金

(ロ) 日割計算日数は、料金算定期間の日数

(ハ) 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

料金表における基準単位料金の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、この料金表における適用基準と同様といたします。

3 解約事務手数料

1 契約につき	3,300 円 (税込)
---------	-----------------

なお、2025 年 4 月 30 日以前に申込みされた契約については、解約事務手数料は発生しません。